

令和3年3月2日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和3年3月2日
開会 15時05分 閉会 15時43分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 野原恵子 副委員長 岡本眞利子
委員 石川康弘 内山美穂子 酒井はやみ 千葉幹雄
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 小島智恵 荒貴賀 中橋友子 澤村記者(勝毎)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 住民福祉部長 細澤正典
保健課長 金田一宏美 介護保険係長 小川淳一
高齢者支援係長 宮北友理枝
- 6 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について(別紙)
 - (1) 議案第25号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
 - 2 政策提言について
前回の委員会で6Pの加筆部分について確認し、最終決定とした。
 - 3 その他

民生常任委員会委員長 野原恵子

◇審査内容

(開会 15:05)

○委員長(野原恵子) ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

審査に入ります前に各委員にお諮りいたします。担当部局より、追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配布したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(野原恵子) それでは、配布の方、よろしくお願ひいたします。

(資料配布)

○委員長(野原恵子) 皆さんのところに資料が配布されました。暫時休憩をして若干、皆さん、目を通していただきたいと思います。それから、開催をまたいたしますので、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長(野原恵子) それでは、これより、1、付託された議案の審査を行います。

議案第25号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町側の説明をお願いいたします。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(細澤正典) それでは、議案第25号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

介護保険制度におきましては、市町村は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、3年を一期とする、市町村介護保険事業計画を定めるものと介護保険法に規定されており、現行の第7期介護保険事業計画が本年度、令和2年度で終了いたしますことから、令和3年度から5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画の策定に向けて、昨年2月17日に幕別町介護保険運営等協議会に諮問し、今年度に入り5回の審議とパブリックコメントを経て、2月26日に答申をいただいたところであります。

本議案の改正内容につきましては、答申に基づきまして、第1号被保険者の介護保険料率の改定をはじめ、低所得者に対する公費による保険料の軽減措置の継続や地方税法の改正の影響に伴う所得の算定について所要の見直しを行うものであります。

はじめに、改定する基準保険料の算出根拠につきまして、ご説明申し上げます。今、お配りいたしました、A4版の資料の1ページ目、第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の基準保険料をご覧いただきたいと思います。

本資料は、幕別町第8期介護保険事業計画から抜粋し、加工したものであります。

上段の第1号被保険者数につきましては、令和3年度から5年度までの向こう3年間で、26,710人と推計しております。

第7期事業計画と比べ、902人増、率にして3.5%増と見込んでおります。

また、所得段階別被保険者につきましては、第1段階から第12段階まで、表に記載のとおり的人数となります。

この人数に各所得段階の加入率を乗じて算定いたしました被保険者数が、①の欄の所得段階別加入割合補正後被保険者数となりまして、3年間の合計で25,749人、第7期事業計画と比べ、1,030人の増、率にして4.2%増となります。

次に、②の欄の標準給付費見込額につきましては、向こう3年間の介護保険サービス給付費の見込みであります。

これにつきましては、資料の2ページ、3ページをご覧ください。こちらも、第8期介護保険事業計画の抜粋であります。各サービスの給付費の見込みであります。高齢

者数の伸びに比例し、利用される介護サービス量も増加することを想定しております。

この推計に当たっては、介護保険事業計画の策定、実行を総合的に支援するために国が提供する「地域包括ケア「見える化」システム」を用いて、将来推計人口等の必要事項を入力することにより、計算されるものであります。

サービスごとの給付費につきましては、訪問介護などの居宅介護サービスは、3年間合計で25億7,666万円。

地域密着型介護サービスは、3年間合計で24億2,449万6千円。

その下の介護予防サービスの合計が、3ページになりますが、2億1,775万3千円。

地域密着型介護予防サービスの合計が1,806万円。

施設介護サービスの合計が21億8,314万1千円。

この5つのサービスの3年間合計で、74億2,011万円、これにその下の、その他の保険給付の合計5億736万9千円を合わせた総給付費の3年間合計が79億2,747万9千円となり、1ページの②の欄、標準給付費見込額となるものであります。

次に、資料の4ページをお開きください。こちらは第7期事業計画における介護サービス給付費の実績になりますが、本年度、令和2年度は実績が出ておりませんので、平成30年度と令和元年度の2年間について、計画値と給付実績を3ページにわたり、表にまとめたものであります。

この中で、4ページの表の2段目、地域密着型介護サービスの②、認知症対応型共同生活介護とその下の③、小規模多機能型居宅介護につきましては、施設の開設を計画していましたが、事業者の事情により整備が見送られたことから、計画から大きく実績が下回っているものであります。

また、5ページの下段、施設介護サービスの①、介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームなのですが、その定員数について、計画では15床の増床を予定していましたが、施設側で従事する人員を確保できないなどの事情から増床が見送られ、実績が計画より下回っております。

なお、この特別養護老人ホームの一月あたりの利用者の年間平均実績は、平成30年度で108人、令和元年度で109人となっております。

それでは、1ページにお戻りください。②の欄の標準給付費見込額は、今説明いたしましたとおり、79億2,747万9千円。これは、第7期事業計画に比較すると4億5,055万3千円の増、率にして約6%増と見込んでおります。

次に、③の欄の地域支援事業費見込額につきましては、介護予防事業や地域包括支援センターの運営に要する経費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費など、3年間の合計で3億7,723万1千円を見込んでおります。

次に、④の欄の第1号被保険者負担分相当額につきましては、②と③の合計の23%を負担していただくもので、19億1,008万3,300円となります。

次に、調整交付金につきましては、市町村間において、75歳以上の後期高齢者の人数や、所得段階別の被保険者の分布状況の違いにより、保険料に格差が生じますことから、これを是正するための国からの交付金でありまして、標準給付費の5%を基準といたしまして、これを超えた分が、第1号被保険者の負担分を軽減することとなります。

本町は、全国平均より後期高齢者が多いことや所得が低いことから、0.24%多く交付されることを見込んでおります。

⑤の欄では、調整交付金相当額5%と見込額5.24%との差として、3年間の合計で1,967万9,242円を見込んでおります。

次に、⑥の欄の市町村特別給付費につきましては、介護保険の標準的な給付のほかに、市町村が条例で定めるところにより追加する保険給付でありまして、本町では、入浴補助用具、バスマットの購入の補助を実施しており、3年間の合計で120万円を見込んでおります。

⑥の欄の下の欄は、第7期介護給付費準備基金保有額であります。令和2年度末の基金保有額の見込みは、1億3,311万7,733円となります。

このうち⑦の欄の介護給付費準備基金取崩額にありますように、3年間でほぼ全ての額、1億3,300万円を取り崩し、保険料の軽減を図ろうとするものであります。

次に、⑧の欄の保険料収納必要額につきましては、カッコ書きのとおり計算した結果、17億5,860万4,058円となります。

この必要額を確保するために、賦課額を計算したものが⑨の欄の保険料賦課額であり、収納率につきましては、平成29年度から令和元年度までの3年間の平均である99.84%と見込み、17億6,142万2,334円を賦課するものであります。

この⑨の欄の保険料賦課額を①の欄の補正後被保険者数25,749人で割り返したものが、⑩の欄、介護保険料年額であり、100円未満を整理した結果、⑪の欄のとおり、年額で68,400円、月額⑫の欄のとおり、5,700円と計算されるものであります。

第7期の介護保険料が月額5,400円でありましたので、300円の増、率にして5.6%の増となるものであります。

また、準備基金の取り崩しによる軽減効果額につきましては、月額432円となるものであります。

続きまして、議案説明資料の22ページをご覧くださいと思います。

所得段階と保険料の設定につきましては、介護保険料所得段階別比較表により説明をさせていただきますが、この比較表につきましては、左側の表が現行の第7期事業計画、右側の表が第8期事業計画となります。

保険料を算定する際の所得段階についてであります。第7期事業計画の考え方を継続し、第7期事業計画と同様に12段階の所得段階と保険料率を設定するものであり、所得の低い順に第1段階から第12段階となっております。

表の2行目に記載しておりますとおり、現行、第7期事業計画の基準保険料月額5,400円に対して300円増となる5,700円に定めようとするもので、年額は68,400円であり、所得段階ごとの保険料年額の算定方法につきましては、表の縦軸の中段の算定基準の欄にありますように、基準額である保険料年額68,400円に、所得段階ごとの保険料率を乗じ、100円未満の数値は切り捨てるものであります。

改正の内容であります。はじめに、階層区分する金額の変更であります。

国の税制改正により、基準所得金額が見直され、段階を区分する合計所得金額が改正されておりますことから、第8期の表の中ほどになりますが、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額を160万円から165万円に、第8段階と第9段階を区分する合計所得金額を200万円から210万円に、第9段階と第10段階を区分する合計所得金額を300万円から320万円に、それぞれ改めるものであります。

また、令和3年度から令和5年度までの各年度におきまして、令和2年度と同様、国から示された標準を参酌し、消費税増税分を財源として、国・北海道・町が別枠で公費負担を行いますことから、第7期の表では、上段の右側に「公費負担による軽減の実施(R2)」欄の下に、第8期では、同様に「公費負担による軽減の実施(R3～R5)」欄の下に、それぞれ記載しておりますように、算定基準を第1段階は、「基準額×0.5」

を0.2引き下げ「×0.3」に、第2段階は、「×0.65」を0.25引き下げ「×0.4」に、第3段階は、「×0.75」を0.05引き下げ「×0.7」に軽減するものであります。

年間の保険料額は、それぞれの表の右端に記載のとおりであります。第7期の最終年度であります令和2年度分の保険料と第8期の公費負担による軽減実施後の比較においては、第1段階は、現行の年額19,400円から1,100円増の20,500円に、第2段階は、25,900円から1,400円増の27,300円に、第3段階は、45,300円から2,500円増の47,800円に、第4段階は、55,000円から3,100円増の58,100円に、第5段階は、64,800円から3,600円増の68,400円に、第6段階は、77,700円から4,300円増の82,000円に、第7段階は、81,000円から4,500円増の85,500円に、第8段階は、84,200円から4,700円増の88,900円に、第9段階は、97,200円から5,400円増の102,600円に、第10段階は、103,600円から5,800円増の109,400円に、第11段階は、110,100円から6,100円増の116,200円に、第12段階は、116,600円から6,500円増の123,100円にそれぞれ改めようとするものであります。

議案説明資料の23ページをご覧くださいと思います。

条文に沿いまして、ご説明いたします。

第7条第1項の保険料率についてであります。改正条例の第1号から次のページの第12号までが、所得段階の第1段階から第12段階に該当するものでありまして、ただいま説明申し上げました金額に改めるものであります。第1項第1号から同第3号までで定めております。第1段階から第3段階の保険料率は、公費負担による軽減の実施前の保険料率であります。

次に第6号アの規定につきましては、介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者に係る保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期間に渡り利用されていない未利用土地、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い低利用土地を譲渡した場合の特別控除額を控除した額を用いるとされましたことから、当該特例に係る租税特別措置法の引用規定を加えるもののほか、引用条文の条ずれの対応に伴う所要の文言整理を行うものであります。

24ページになります。中ほど、第2項から第4項までにつきましては、令和3年度から令和5年度までにおける第1段階から第3段階までに該当する方の公費負担による軽減措置の規定を定めるものであります。

25ページをお開きください。附則第18条につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症の定義を引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法の当該規定が削られることから、当該感染症について具体的に定義する改正を行うものであります。

附則第19条につきましては、税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の額が10万円引き下げられ、基礎控除の額が10万円引き上げられたことから、令和2年以降の所得について、合計所得金額がこれまでより最大10万円分高く算定されることとなるため、収入額が変わらないもの所得段階が上がってしまう不利益を生じさせないために合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合には、当該所得の合計額から10万円を控除するとするものであります。

議案書の13ページをご覧ください。附則についてであります。

第1項では、本条例の施行期日を令和3年4月1日から施行するとするものであります。

第2項では、改正後の第7条の規定は令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、

令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） お聞きをしたいと思います。今般、見直しということで、数字的に上がってきました。それで、一番わかりやすいのは、基準保険料の月額なのですけども、5,400円から5,700円に上げるということで、どこの自治体も見直しの時期にきているわけですけども、管内的にどうなのでしょう。5,700円にした場合、どの程度の位置になっていくのか。お知らせをいただきたい。わかる範疇で良いです。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 管内の状況でございますが、2月2日に示されている金額になります。5,700円の金額ですと、19市町村のうち10番目ということではほぼ真ん中ということになっております。以上です。

○委員長（野原恵子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 介護保険の事業の在り方というか、仕組みですよね。いわゆるサービスを多く受ければ、当然、費用がかかるので、保険料に跳ね返ってくる。ある程度、たくさん利用されていけば、跳ね返ってくるということですよ。私は、ある程度、高齢化社会ですとか、いろんなことを総合的に判断すると、そういう流れに行くのだろうなという認識は持っております。

そこで、これずっと見させていただくと、いわゆる所得段階の7、8、9ですか。若干、見直ししていますよね。前は、例えば161万円ですと、前の段階ですと8段階に上がるのですけれども、165万円まで7段階にして、若干、中間層というのですかね、その辺の線引きをちょっと変えることによって少くく所得が増えたとしても、段階は変わらないというような、そういう配慮しているのだろうなという気がしています。

それと、金額ですけども、月額、年額、同じことですが、これを見ますとやはり所得の低い方々に配慮しているというか、上げ幅を少なくして、所得の多いところに負担を多く求めているというか、そういう見方ができるのかと思うのですけれども。人数でいますよね。そういうことで、私は、先ほど申し上げたように介護保険制度の在り方としてそういう流れになっていくのだろうなと。

そしてまた、単純に一律に上げ幅をするのではなくて、所得の低い人たちを抑えて、多い人たちに負担を多く求めているという数字だなと理解をしました。

私は、管内的にも真ん中くらいということですから、やむを得ないという感じがしております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 前回、質問をさせていただいて、すぐに答えがなかった問いなのですけども、加入者がピークを迎える令和7年くらいには、こういった介護保険の制度の中での改定ということでいうと、また引き上げになるのかなと思うのですけれども、その金額の見通し、その点はどうですか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 現在のところで、次期の保険料がどのくらいになるかという

ところは、それぞれの条件もございますし、人口の伸び等もございますので、現段階で答えるというところは難しい状況であります。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ほかに質疑がないようであります。
なければ、議案第25号に対する質疑は以上で終了いたします。
説明員の方、どうもありがとうございます。退席のために暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の委員会の審査はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がないようですので、そのようにしたいと思います。
ここで次の委員会の開催日について、お諮りいたしたいと思います。

皆さんからご意見ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） ないようでしたら、こちらから提案したいと思います、よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（野原恵子） 次の日程といたしましては、3月11日、木曜日ですが、本会議終了後委員会を開きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（野原恵子） それでは、次の委員会は3月11日、木曜日、本会議終了後に開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（野原恵子） 以上で本委員会のインターネット中継を終了いたしますので、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）